

令和7年度豊見城市障害者優先調達推進方針

令和7年6月6日 市長決裁

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 用語の定義

調達方針に使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

3 調達方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、豊見城市役所の全ての課が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、豊見城市内に本店、支店等の拠点事業所を有する次に定める施設等並びに沖縄県共同受注窓口の一般財団法人沖縄県セルフセンターとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（1）障害者総合支援法に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の政令（平成25年政令第22号）に基づく施設

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上

- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

6 担当窓口

調達方針の担当窓口は、福祉健康部障がい長寿課（以下「担当課」という。）とする。

7 調達の推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、当該年度において調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び豊見城市契約規則（昭和49年豊見城市規則第11号）第22条第2項の規定に基づき、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保の配慮をふまえ、随意契約を維持するなど、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに各機関へ情報提供するものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 担当課は、調達方針を策定し、又は見直した時は、豊見城市ホームページ等により公表する。
- (2) 担当課は、調達実績について、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、豊見城市ホームページ等により公表する。

9 調達の目標

前年度の調達実績を目安として、それを上回るよう努めるものとする。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、調達方針の見直しを行うものとする。

附則

調達方針は、令和7年6月6日から施行する。